

Title	学校体育事故の課題と対策：水泳の逆飛び込み事故と指導法に関して
Sub Title	Issues of accidents occurring in school physical education and countermeasures for them : regarding the accidents of racing dive and the coaching-methods for it.
Author	高嶺, 隆二(Takamine, Ryuji)
Publisher	慶應義塾大学体育研究所
Publication year	1994
Jtitle	体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.34, No.1 (1994. 12) ,p.41- 55
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00340001-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

学校体育事故の課題と対策

——水泳の逆飛び込み事故と指導法に関して——

高 嶺 隆 二*

1. はじめに
2. 検証の方法
3. 判例とその当事者の過失
4. 「逆飛び込み」指導の状況
5. 「逆飛び込み」実技指導と事故の因果関係の考察
6. 水泳授業の安全対策
7. ま と め

1. はじめに

学校での体育活動中に発生する事故が原因となり、その責任と損害賠償を求めて法廷で争われるケースが散見される。水泳授業も例外ではなく、近年特に、競泳技術のひとつのスタート台からの飛び込みでの頭部打突による障害事故に対する補償を求め提訴するケースが増えて来た。ひとたび訴訟を起こすと指導者である教員や学校の過失の有無の立証をめぐり、原告である被害者ならびにその関係者と被告となる学校関係者との間で、およそ教育の場に似つかわしくない争いが展開される。それは我が国の民法の規定が損害賠償は過失責任主義をとっていることに起因する。被害者救済を可能ならしめるには、被告側に指導者の執った行為と事故の結果との間に何らかの因果関係が証明されなければならない。

判例によれば、指導に当たる教員には、危険の予見の義務、危険の回避の義務があるとされる。授業展開の計画段階であらゆる現象を想定して企画、立案し、実施時には絶えず注意を払い少しでも危険が予測される場合には、指導を中断して事故を回避する義務を負っている。指導に当たる教員は、学習者の技術が少しでも到達目標に近づくように知恵を絞り、試行錯誤を繰り返しながら、あらゆるバリエーションを用いて指導に当たるのであるが、不幸にして事故が発生した場合に、その指導方法を厳しく審判されることになる。水泳の事故防止について文

*慶應義塾大学体育研究所助教授

学校体育事故の課題と対策

部省では、たびたび通達を出して注意を喚起しているが、それは一般的な注意に止まり学校体育に必ずしも生かされていない。特に、プールでの飛び込み事故の防止については現場の教員の努力に委ねられているのが現実であり、施設の改良、指導法を含めその対策は十分とはいえないのが現状である。

以下、判例を取り上げて指導教員の過失を検証し、そこに内在する課題、特にその指導法を取り上げ検討する。

2. 検証の方法

本論で引用する判例は、『「体育・スポーツ／事故責任、安全対策／質疑応答」ぎょうせい』に掲載されているものを用いた。なお、事件の事例(種目)は、筆者の専門としている水泳の授業中に起きた事故のうち「逆飛び込み(スタート練習)」に関するものを取り上げた。また、同じ過失でも、刑事事件の場合と民事事件の場合とでは、その審判の幅に相異がみられるので、ここでは民事事件の場合に絞って検証する。

3. 判例とその当事者の過失

(判例1) 麻里布小学校プール児童逆飛び込み負傷事件(山口地裁 岩国支部 平成3年8月26日判決—確定 平成元年(ワ)第70号 損害賠償請求事件)

《事件の概要》

昭和58年9月5日、岩国市立麻里布小学校のプールの逆飛び込みの練習で、深く入水しすぎた児童が、プールの底に頭を激突させ、第二頸椎脱臼、第二、三、四頸椎椎体骨折の傷害をうけてしまった。

このことについて、教員に過失があったとして、3690万円余の損害賠償が請求された。

裁判所は、教員の過失を認めたが、被害児童にも過失があったとして、約25%の過失相殺をし、1940万円の支払いを命じた。

《過失認定の根拠》

①事故当時の被害児童の技術度と教員の対応

原告は、それまでに逆飛び込みをして額をプールの底で擦ったことが2、3度あったが、水泳帽を着けていたので傷は負わなかった。(事故当日)授業は、泳法、逆飛び込みの順で、技能によりAグループ、Bグループに分けて行われ、Y教諭は、Aグループ(児童の約1/3。40人位。原

学校体育事故の課題と対策

告を含む)を担当し、西側の飛び込み台から飛び込ませ、7メートル先くらいの水中に立ってそれを見ており、2回くらい飛んで上手にできた者を東側に行かせて自主的に練習させるという方法がとられた。原告は、Y教諭の指示により東側に行って飛び込んでいるうちに深く水中に入り額の上あたりをプールの底に打ちつけた。他のグループを指導していたS教諭が児童の知らせで気付いたときには、原告はプールから上がってプールサイドに伏せており、Y教諭は、S教諭の知らせで初めて気がついた。

②過失の根拠

(ア) 教諭の過失

Y教諭は、Aグループの児童を西側から飛び込ませ、上手にできた児童を東側に行かせて練習させ、同教諭はプールの中から西側を向き残りの児童が飛び込むのを見てその指導に終始し、原告の事故にも全く気付いていなかったというのであり、東側に行かせた後は殆ど指導監督のないまま児童が自由に飛び込むのに任せていたと言わざるを得ない。

結局、東側に行かせた児童に対する指導監督は極めて不十分な状態であったと認められ、本件事故時の指導監督には、逆飛び込みに習熟したといえない小学校6年生の原告を指導監督の極めて不十分な状態で自主的に練習させた点に安全に対する配慮に欠けた過失があったと認めるのが相当である。

(イ) 原告児童の過失（過失相殺25%の根拠）

麻里布小学校では、逆飛び込みの授業において教師が危険な飛び込みの禁止はもとより、5メートル先の白線を目標にし、高く、深く入らないように飛び込み、飛び込んだら指先を反らすように指導していたのであり、通常の小学校6年生は、十分でないまでも相当の事理弁識能力を有していたものとみられ、かつ水泳の授業が最終段階に至っており、原告は5ないし7組の児童の中で上手に飛び込める方に属していたのであるから、原告は右指導、注意の趣旨を理解し、それを相当程度に実行できる力を有していたと推認される。(原告は、飛び込んだら身体を反らすように指導されたと供述し、一部に記憶違いが存するが、指導そのものの存在を認識していたことを示している。)原告にも、幾らかの落度があったと推認される。

(判例2) 宮崎中学校プール逆飛込負傷事件(宮崎地裁 昭和63年5月30日 判決昭和59年(ワ)第416号 損害賠償請求事件)

《事件の概要》

昭和56年6月18日、宮崎市立宮崎中学校で2年生がプールでの逆飛込の授業を行っていたところ、一人の生徒がプール底に頭を激突させて首の骨を折り、全身麻痺の重傷を負ってしまった。

学校体育事故の課題と対策

この事故について、プールに瑕疵があり担当教諭にも過失があったとして、宮崎市に対して1億円の損害賠償が請求された。

裁判所は、プールに瑕疵はなかったが担当教諭の指導に過失があったとして請求を認め9,434万円の支払いを命じた。

《過失認定の根拠》

①事故当時の被害生徒の技術と教師の対応

前日の授業でのプールサイドからの立った姿勢からの逆飛び込み練習では、恐怖心のためもあって、上半身が十分に伸びず、体が反対に反った形(原文のまま：入水後、上半身が上方に反らず下向きのままの状態だったと推量される。)で入水して深く潜り過ぎ、プールの底すれすれのところまで顔が接近したり、上手に飛び込んだ場合でも腹打ちするなどした。同日のスタート台からの練習では、1回目は、怖くなって足から飛び込んでしまい、2回目は頭から飛べたが、腹打ちとなってしまった。しかしながら、この間教師から、何ら個別指導を受けたことはなかった。

②過失の根拠

O教諭としては、原告Mの逆飛び込みの技術を正確に把握したうえで、スタート台から安全に逆飛び込みができるようになるまで、段階的指導方法により繰り返し逆飛び込みの練習をさせるべきであり、それまでは、原告Mにスタート台から立位での逆飛び込みをさせてはならない注意義務があったというべきである。しかるに、O教諭は、前記認定のとおり保健体育部の水泳指導計画案に形式的に従い、中学1年生時の復習という形で逆飛び込みの段階的練習を短時間実施しただけで、生徒全員にスタート台からの逆飛び込みを行わせたものであり、その結果、原告Mがプールサイドでの練習においても相当不安定な飛び込みをしているのを見落とし、これを適正な個別指導をすることなく、スタート台からの逆飛び込みをなさしめた過失があるというべきである。

(判例3) 稲築高校プール生徒逆飛び込負傷事件(福岡地裁 昭和63年12月27日 判決 昭和60年(ワ) 第1590号)

《事件の概要》

昭和59年6月18日、福岡県立稲築高校1年生の体育授業で、プールのスタート台から逆飛び込みをした生徒がプールの底に頭を激突させ重傷を負ってしまった。この事故について、被害生徒から福岡県に対して、担当教諭の指導に過失があったとして、約2億円の損害賠償が請求された。裁判所は、担当教諭に過失があったとして請求を認めたが、被害生徒にも大きな過失

学校体育事故の課題と対策

があったとして6割の過失相殺をし、約2478万円の支払いを命じた。

《過失認定の根拠》

①事故当時の被害生徒の技術と教師の対応

原告Dは、中学生時代には泳ぎが上手で、校内水泳大会にもクラスの選手として出場した者であるが、中学3年生の時には、中学校プールにおいて逆飛び込みに失敗し、入水角度が深すぎてプールの底に頭部をかすったことがあり、更に本件事故発生のおよそ2週間くらい前にも、旅行先の温水プールにおいて逆飛び込みに失敗し、プールの底に頭部を打ち付けて、脳震盪を起こしていた。

指導に当たった教諭Kは、本件授業前日の体育授業日において、予め原告Dら7組の生徒に対し、中学校在学時における水泳実技の履修の有無および水泳能力につき、拳手を求める方法で調査をした。

本件授業で、Kは、生徒の泳力調査を目的として、スタート台から25メートル先まで泳ぐよう指示した。スタートの方法については、各人の能力に応じて、スタート台の上からか、できない者は台の横から逆飛び込みをしてもよく、いずれもできない者は、足から飛び込んでも良い旨説明をした。

逆飛び込みについては、あごを引いて腕をよく伸ばし、足でしっかり踏み切ってスタートするよう注意を与え、身振りでそのフォームを示した。

②過失の根拠

(ア) 教諭Kの過失

泳力調査のために、いかに任意選択的とはいえ、最初の水泳実技の日に、生徒に対しスタート台からの逆飛び込みを行わせたことは、その際の指導の仕方、注意の方法とも合わせて安全保護義務を尽くさなかった過失ありと言わざるを得ない。逆飛び込みを含めて飛び込み技術は、水中での泳ぎとは別の実技であって泳力調査ないし生徒の泳ぎの習熟度を調べるのが目的であれば、(水中からスタートさせて)主眼を水中での泳ぎに向ける事で足りる。高校入学後の最初の水泳実技の日に、中学在学時の水泳実技の履修状況や水泳能力を調査しただけでスタート台からの逆飛び込みを生徒の任意選択に任せたこと、直前に逆飛び込みについてとおりにいっぺんの注意と身振りでの説明をしただけであることは、事故防止の具体的指示にも欠けていたものであり、本件授業担当教師として指導上の過失があった。

(イ) 原告Dの過失(過失相殺60%の根拠)

(前述本人の水泳能力から)本件当時、高校1年生として十分に事理弁別の判断力を備えていた筈であるから、逆飛び込みを選択するに当たっては、その危険性を了知のうえ、入水角度が

学校体育事故の課題と対策

深すぎないなど、正しい飛び込みに留意すべき注意義務があったのに、これを怠り前認定のとおり漫然スタート台から逆飛び込みを行い、入水角度を誤った過失があると言わなければならない。

(判例4) 四条北小学校プールえび飛込事件 (大阪地裁 昭和61年6月20日 判決(控訴) 昭和59年(ワ)第4487号 損害賠償請求事件)

《事件の概要》

昭和56年6月27日、大東市立四条小学校で6年生の体育授業として学校プールで逆飛び込みの練習をしていたところ、児童の一人が禁止を無視して「えび飛び込み」を行い、失敗してプール底に頭を激突させ重傷を負ってしまった。指導教員に過失があったとして損害賠償が請求されたが、裁判所は、この事故は被害児童の自招の事故であり、教員らに過失はないとして請求を棄却した。

(注)「えび飛び込み」：証拠からみると、競泳選手がする「パイクスタート」を指すものと認められる。

《判決の根拠》

①事故当時の被害児童の技術度と教員の対応

原告は、小学3年のときからスイミングスクールに通い、小学生にしては習熟した技能をもって、本件事故発生の6月に名古屋の競泳大会で行われた自由形の競泳にも参加したほどである。したがって、本件事故当日の水泳授業時には、予め教諭らから逆飛び込みの要領、注意事項を聞くまでもなく、それらのことを十分心得ていた。

Y教諭らの授業では、原告らが5年生であったときから、能力のある者には、飛込実技としては、プールサイドからの4段階の内容による逆飛び込みの練習が許されていた。飛び込み台からの飛び込みは4段階目にあたり原告のように能力があり、希望する者に許されていたものである。

本件事故当日は、4名の教諭がプールサイドに立って監視する中で、自信があり、希望して許された児童が6個の飛込台から6名ずつY教諭の笛の合図で一斉に逆飛び込みをした。以前から「えび飛び込み」類似の飛び込みは禁止していた。

②過失の根拠

(ア) 教員の無過失

原告らの5年生時から、4段階の段階的指導を教示および実演して指導を行い、5年生の授業では事故はなかった。逆飛び込み自体についての注意指導は十分行われ、当日、Y教諭は飛

学校体育事故の課題と対策

び込み実技に先立ち、手を真っすぐに伸ばす、伸ばした手を両耳に当てる、顔を手と水平にする、足で強く飛込台を蹴って前方に飛び込む、との注意を口頭でした。以前よりえび飛び込みは危険なため禁じていたものであるが、その後他の児童らに状況を聞いたところ、近くで見ていたという男子児童が、えび飛び込みであったと話した。(更に)原告の受傷の部位、程度から推して、入水時に相当大きな角度の姿勢であったため、水中に深く入り過ぎたことによるものと推測され、原告は(禁止されている)えび飛び込みをして失敗し、プールの底に頭部を打ち付けたものと推認される。よって被告にその責めを問うべきものではない。

(イ) 児童の過失

原告は、もともと逆飛び込みについては(当日のYによる諸注意を)改めて受けるまでもなく、既に習熟し、えび飛び込みが危険で禁じられていることも熟知していた。また、スイミングスクールでは、えび飛び込みの指導を受けうるまでの技能には至っておらず、にもかかわらず、右飛び込みを真似て飛び込み、(スイミングスクールのコーチに)見つかって注意を受けたこともある。小学生とはいえ、原告は6年生で、是非を弁別し、これに従って行動する能力に欠けるところもなかった。原告の本件事故による受傷は、原告自身の責めに帰すべきものである。

4. 「逆飛び込み」指導の状況

次に、前記4件の事故に至るまでの、それぞれの学校では、水泳授業で「逆飛び込み」が、どのように取り扱われ、指導されていたのかを個々に分析すると次のように整理される。

(1)麻里布小学校の場合

本小学校では、文部省の指導書およびこれに準拠した教師用指導書に従い、5年、6年の体育(水泳)の授業において、泳法指導と共に逆飛び込みの指導を行っており、例年、6月10日から9月10日ごろまでの間に水泳の授業を11回(1回45分)実施し、そのうち4回くらい泳法の合間に入れて逆飛び込みを行っていた。

最初の授業で教室での事前指導をした後、プールサイドで再び指導、注意をしたうえ、担当の教諭が実際に飛び込んで見せた。授業の度に危険な行為として、走って飛び込む、転回して飛び込む、高く飛び上がったたり飛び上がって腹をへこませる飛び込みをしないように注意していた。また、逆飛び込みは競泳のための飛び込みであるから、高く、深く飛ぶのは良くないと、プールサイドから5メートルの白線を目標に飛び込むように指導した。

(2)宮崎中学校の場合

学校体育事故の課題と対策

本校保健体育部作成の水泳指導計画案（中学1年時より泳ぎとともに逆飛び込みを水泳の技能の内容の一つに取り上げ、最終的にはスタート台からの逆飛び込みから泳ぎにつなげる技能を習得することを目標におく）に従い、（本件の2年生の）水泳の授業の第1時限目として、オリエンテーション、水慣れのための水遊び等の授業を実施。第2時限目には、中学1年生時に習った逆飛び込みの技術を復習するため、まず、生徒をプールサイドに十数名ずつ横3列に並べ、プールサイドに腰をかけさせて腕を伸ばし腕の中に頭を入れた状態で、一人ずつ順次飛び込ませ、一巡後、今度は十数名ずつ一斉に飛び込ませ、同様の手順で中腰の状態から、次いで立った状態からの練習に移り、これを2、3回繰り返した。その過程で、フォームに問題のあった生徒3名に対しては個別指導を行った。その後、全員をスタート台の後方に誘導し、①両腕は頭に当てるようなつもりで伸ばして、②あごを引き、③しっかりと前方に蹴り、できるだけ遠くに浅く飛ぶ、④入水するまでは目を開け、入水後はできるだけ早く手のひらを上方に返すこと等の注意を与え、模範演技を示したうえで、8人ずつスタート台に立たせて一斉に飛び込ませる方法で、逆飛び込みの練習を4、5回実施した。第3時限目（本件事故当日）は、逆飛び込みから平泳ぎにつなげる泳法動作が課題であったが、ウォーミングアップとしてスタート台から逆飛び込みによるスタートで200メートルを自由形で泳ぐことを指示し、「足指を曲げてスタート台にしっかりかけ、力を入れて飛べ」という注意を与えた。

(3)稲築高校の場合

本件事故は、1年生の水泳授業の初日の泳力調査中に起きたもので、したがって逆飛び込みはもとより泳法指導も行われていない。当日の泳力調査は、スタート台もしくはスタート台の横から飛び込み25メートルを泳ぐ事であった。スタートの方法は生徒の任意に任せ、台上からの逆飛び込みや台の横からの逆飛び込み、それもできない者には足から飛び込んでよい事とした。なお、逆飛び込みをするときは、あごを引いて腕をよく伸ばし、足でしっかり踏み切ってスタートするよう注意を与え、身振りでフォームを示した。原告Dより先にスタートした生徒のうち台の上から逆飛び込みをした者は1/3、足から飛び込んだ者が少数、残りの大部分がスタート台の横から逆飛び込みをした。

(4)四条北小学校の場合

原告が5年生時の水泳授業では、飛込実技として、①プールサイド下のオーバーフロー壁天端部に腰をかけ、そのまま飛び込む、②右オーバーフロー部から立てひざ様の姿勢をとって飛び込む、③右オーバーフロー又はプールサイドから中腰様の姿勢をとって飛び込む、④飛込台から飛び込む（逆飛び込み）という段階で教示および実演での指導が行われ、⑤の逆飛び込みは、

学校体育事故の課題と対策

原告のように能力があり、希望するものに許されていた。その5年生の授業では事故はなかった。本件事故当日は、飛び込み実技に先立ち、Y教諭が、手を真っすぐに伸ばす、伸ばした手を両耳に当てる、顔を手と水平にする、足で強く飛び込み台を蹴って前方に飛び込む、との注意を口頭でした。以前より「えび飛び込み」(競泳選手がするパイクスタート)は禁止していた。

5. 「逆飛び込み」実技指導と事故の因果関係の考察

以上4件の判例から指導の内容と事故の因果関係の要点をまとめ、考察を行った。その結果、学習者の事故当時の水泳能力、逆飛び込み技能によって裁判所の審判に違いがあることが判明した。大別すると学習者の技能面では、次の3つのパターン、すなわち、①学外の機関(スイミングクラブ等)で相当の技能を習得している学習者の場合、②水泳能力が学習者中上位にいると思われる者の場合、③水泳能力が未熟で逆飛び込み技能に劣る学習者の場合に分けられ、それぞれのケースによって原告・被告双方の過失の認定に違いが見られた。さらに、裁判所の審判は、学習者が逆飛び込みの危険性についてどの程度の認識があったか、自己の技能に対してどの程度の危険性を認識する能力があったか、その年齢による判断力によって過失の軽重に差があることを示している。

これらの点について個々のケースごとに検証する。

(1) 学校外機関で相当の技能を習得している学習者に対する水泳指導

4件の事件のうち、判例4(四条北小学校プールえび飛び込み事件)は、「被害児童の自招事故であり、指導教諭の指導に過失はない」という判断を示し原告敗訴の判決である。これに対し、原告側は控訴しているので軽々に論ぜられないが、学校外の機関である程度の技術レベルに達し、競泳の競技会にも出場していることなど、他の児童らと比べて数段上位の技能を有していると判断される児童に対する学校教育現場での対応の難しさを示している、と言える。

事故当日の授業では、自信があり、希望して許可された原告を含む児童が、6個の飛び込み台から6名ずつ教諭の笛の合図で一斉に逆飛び込みをしたのであるが、監視の教諭らは、悪ふざけをする者はいないか、飛び込んだ後水面上に上がってくるときの状態に異常はないか等の注意はしていたが、個々の児童の飛び込みの姿勢は確実に把握していなかった。その飛び込みの直後、原告ひとりが飛び込み台(スタート台)の前方5～6メートル地点で立ち上がって後戻りを始めたのを見て異常に気付いた、というものである。また、本小学校では「えび飛び込み」(競泳選手が競技会で言うパイクスタートを指す)は禁止しており、以前類似の飛び込みをした児童があったが、注意した後はこれも見られなくなっていたので、安心していても手伝っていた。

§ 考 察

ところで、原告は事故の直前、当月の6月名古屋市で行われた水泳競技会に自由形の選手として出場している事実があり、スイミングスクールの証言では技能的にパイクスタートを行う域にはないとして当該スタートは許可していなかったとのことであるが、密かに練習していたことが窺える。

未完成ではあっても一旦身についた技術は、たとえ学校では禁止されていることというだけで、その場で急に修正のきくものではない。原告のそのときのスタートは、無意識のうちにその練習で身についた技が出たのではなかろうか。だとすると、事故の飛び込み前の授業でも同様のフォームによる飛び込みを行っていたはずであり、そのときは偶然無事であったに過ぎず、教諭等はそれに気付かなかったのではないだろうか。

近年、小学生の多くはスイミングスクール(クラブ)に通っており、技能的にも相当のものを身につけている。学校で水泳を指導するに当たってはその状況をよく把握し、特にスタート技術の習熟度については個々の技量について詳しく調査しその対応方法を明確にしておくことが重要であると思われる。

(2)水泳技能が優れている学習者に対する逆飛び込み実技指導

判例1(麻里布小学校プール児童逆飛び込み負傷事件)と、判例3(稲築高校プール生徒逆飛び込み負傷事件)のそれぞれの原告は、その内容から当該授業の学習者の中では、両名とも水泳能力は優れている部類に入っていたことが窺える。

麻里布小学校児童の場合は、5年、6年の2年間の水泳授業で逆飛び込みの指導を受け、6年の最終段階に入った当日の授業では5・6・7組の児童の中で、逆飛び込み試技では上手なAグループ(40人位)に入っており、自発的な練習を指示されるだけの技能を身につけていた。さらに、腹打ちを避けるための入水の仕方、入水後は体を反らすこと(教諭の指導は、指先を反らすとなっているが)等の技術的知識は認識していた様子が窺える。

また、稲築高校生徒の場合は、原告は、中学時代には校内水泳大会にクラス代表選手として出場した経験があるほどの水泳能力があった。校内水泳大会では当然逆飛び込みによるスタートを行っていたはずであり、事故もなかったものである。然るに、このような背景のもとでは、高校1年の最初の水泳授業とはいえ、泳力テストとして指示された25メートル水泳では、たとえば足から飛び込んでもよいなど生徒の任意に任されたスタートではあっても、逆飛び込みによるスタートを選ぶことはしごく当然のことである。

§ 考 察

①判例1の場合

水泳授業のカリキュラムにおいて、逆飛び込み技能を指導する目的が何であったのか判例では示されていないが、上手にできた児童たちだけを自主的練習という形で放置せざるを得ない程度の指導態勢（教員の員数）しかとれなかった授業形態に問題があるように思えてならない。Y教諭は、原告を含む約40名の児童を一人で受け持っていたのであるが、水泳の指導で40名の児童を一人で担当することは多くの困難を伴うと言わざるを得ない。そのために40名全員に指導の目が行き届かない状態を生み、2回の試技による判断で選別して自主的練習を指示せざるを得なかったのであろうと推測される。授業の計画段階で指導教員の配置（増員）に考慮があれば防げた事故であつたろうと思われる。

②判例3の場合

通常、水泳授業の初日に実施する泳力テストは、これからの指導のためのグループ編成のために、泳ぎの習熟の程度としての形の良否、速さ、泳げる距離などをチェックする目的で行う。泳げる距離や種目については、口頭もしくはアンケートでチェックする。しかし、泳ぎのフォームや速さなどの技能の点では実際に泳がせてみて判断する。

しかるに、本件事故の授業で実施したテストでは、何を目的として実施されたものかは判然としない。フォームに関するテストであれば、判決文に示すとおり、水中からのスタートで十分であり、生徒たちも理解して指示に従ったであろう。しかし、単に25メートルを泳ぐとだけの指示では、水泳の得意な生徒は速さを示したいという意気込みで臨むであろうと思われる。

速く泳ぐには、スタート台から競泳の選手が行う逆飛び込みが有利であるから、出来る生徒らは躊躇なく台上からのスタートをするのが一般的である。逆飛び込みに限らず水泳の実技テストには、いくつもの危険が伴うことを念頭に入れ、目的を明確にしテストの方法を研究することが重要であることを示唆している。

(3)逆飛び込みに対して恐怖心を持つ学習者に対する指導

判例2（宮崎中学校プール逆飛び込み負傷事件）の原告の場合は、小学5、6年生時に逆飛び込みの指導を受けたが、怖くて逆飛び込みがてきず、足から飛び込んでいた。さらに中学1年生時は、怪我のため水泳実技の参加は6回目であり、この間、逆飛び込みの指導を受けたが、スタート台からの逆飛び込みは怖くて足から飛び込んでいた。このように逆飛び込みに対して恐怖心があって、その技能は腹打ちになったり、足から入水するなど未熟であった。本件事故のあった水泳の授業は、原告の2年生時の第3時限目であった。その授業の課題は、平泳ぎにながスタートの練習で、事故は、ウォーミングアップとして200メートルを自由形で泳ぐスター

ト台からの飛び込みをしたところで発生した。

§ 考 察

本件事故前の授業の内容をみると、1回目の授業はオリエンテーションと水慣れ、2回目は1年生時の復習という形で、十数名ずつのグループごとに、最初はプールサイドに腰掛けた姿勢から、次に中腰の姿勢から、次いで立った姿勢から、最後にスタート台から逆飛び込みで飛び込むという4段階を踏んだ練習であった。

授業の流れからみると、特に問題となることは考えられない。復習の意味を含む段階的指導の手順としては理に適っているように思える。しかしながら、全体の指導の手順としてはそれでもよしとして、個々の生徒の習熟度に関してはどうであったのかが問題である。

この間の原告の技能は、プールサイドに立った姿勢からの飛び込みでは、深く潜り過ぎたり、腹打ちになったりして、最後のスタート台からの逆飛び込みでは、そのために恐怖心から1回目は足から、2回目は腹打ちとなっていた。指導中プールサイドに立った姿勢からの練習の段階でフォームに問題のある生徒3名に対しては個別指導が行われたということであるが、原告はその中に含まれていなかったのである。

この事実から、指導教諭の飛び込みフォームの基準はどういうものであったかという疑問が出てくる。勿論、大勢の生徒を対象とする授業であるから全員のフォームを完全に把握することは不可能であるが、単に原告のフォームの欠点を見落としたのか、安全なスタートのための適正なフォームに対してどのようなイメージを持っていたのかということが考えられる。

本件事故当日授業の主題は、平泳ぎにつなげるスタートであったが、そのウォーミングアップとしての泳ぎのスタートを指示するに当たっては安全に対する意識が欠落してしたとも考えられる。

以上四つの事件に対する裁判の判例から、水泳授業中の「逆飛び込み」によるスタートの指導の状況と事故との因果関係を分析してみたが、それぞれの事件の原告である学習者がスタートを行った状況に違いがあり、様々な場面で事故が発生している。

事故が発生した状況では、判例1は、自主練習を指示され、指示どおり自主練習をしていた時、判例2は、前年の実技の復習として教員の指示に従って行った時、判例3は、泳力テストのためのスタートを行った時、判例4は、飛び込み練習の最終段階として教諭の合図でスタートをした時であった。これらの学習者の逆飛び込みによるスタート技術の習熟度はまちまちで、必ずしも未熟者のみが事故を起こすものではなく、むしろ学習者の中では、技能が優れている部類にはいる者が失敗している。

学校体育事故の課題と対策

判決の結果をみると、判例1は、原告の勝訴、判例2,3は、原告の過失を一部認め過失相殺を命じ、判例4は、原告の敗訴(原告側は、控訴しているが)という内容の違った判決である。判例4の場合は、指導中の注意と禁止事項がはっきりしていたこと、原告(学習者)が水泳能力に優れていたこと、および6年生で年齢的にも危険に対する分別能力を有していると判断されることをその理由としている。

6. 水泳授業の安全対策

筆者は、多発する「逆飛び込み」事故についてその原因は、指導者や学習者のスタートに対するイメージが競泳競技でのトップ泳者が行う技術にありはしないか、もしそうであるなら競技力の向上に伴い変革した「パイク・スタート」と呼ばれる技術は、入水角度が大きく、潜行深度が深く非常に危険を伴うので参考にすべきでないことを指摘した。(1992, 慶應義塾大学体育研究所紀要)判例4のケースでは、「えび飛び込み」と呼んでそれを禁止していたが、競技選手である被害者は、所属するスイミングスクールの上級練習生の技術をイメージしていたはずで、本人が禁止の行為を厳しく注意されていれば防げた事故と思われる。

これらのことから、水泳授業の飛び込み事故防止のための対策を纏めると次の事柄が考えられる。

第一は、遠く浅くと指導書に示す学校の授業で指導するスタートフォームのガイドラインをより明確に示すことである。近年の競泳競技のスタートは、入水時にうける水面の抵抗を極力減少することを目的として、一点に入水する技術を目指し、したがって体が水面に没するとき水しぶきの少ないのが良いとされている。このため、飛び出し角度は大きく高く飛び、勢い入水角度は大きくなりトップ選手の場合のそれは50度前後にもなっており、軽々しく模倣すべきではない。

第二は、スタート技術を指導する対象者を全員一斉指導から、一定の水準以上の技術を満たしたグループを対象に選別指導とすることである。水泳指導の目的は泳ぎを身につけ、水難から身を守ることにあるという原点を見据えて、まず水中での自由な動きが出来るようにするめに種々の泳ぎの指導に徹し、その中から飛び込みを指導しても良いと判断された者だけに実施するといった方法が望ましい。

第三は、指導者にスタート技術に長けた人物を配置する事である。水泳のスタート動作は、わずか2秒前後の間に行われるもので、その飛び出し動作、空中姿勢、入水姿勢、入水後の深度調節、浮き上がりなどそれぞれの場面で瞬時の体位の変換が要求される行為である。したがって、言葉だけでは学習者に理解させられないものである。その指導に当たる者は、技術的特

学校体育事故の課題と対策

性を熟知し、確実に演技を示すことの出来ることが必須の条件である。

第四は、指導者一人当たりの学習者の人数を小人数にすることである。水泳は水を媒体として行う運動で、ちょっとした油断で生命の危険を招くものである。陸上で行われる各種運動種目では予測出来ないような状態で事故が発生する危険性をはらんでいる。前掲の判例の中には一人で40名前後の児童を担当していた場面が示されているが、指導に熱中すればするほど全員の状態を把握出来なくなる。仕方なく一定水準に達したと思われる児童たちを自主練習というかたちで放任する事になる。少なくとも学習者20名に一人の割合で指導者が付くような人員配置計画が望まれる。

第五は、スタート技術の良否を成績評価の対象項目としないことである。

通常、水泳実技の評価項目としては、泳げる種目と泳ぎのスピード、泳げる距離、泳ぎのフォームの良否などが考えられるが、ときとしてスタート台からの逆飛び込みの技能がそれに加えられることがある。学習者等は、評価点を上げようとして無理をすることが考えられる。

なお、授業でスタートの指導を実施する目的としては、学校行事としての校内水泳大会の開催に備えるということが考えられる。そのための対策としては、クラス代表選手を対象としたスタート練習のための特別コースを設定し指導する方法が考えられる。

7. ま と め

学校の体育活動では、様々な形で傷害事故が発生しているが、それは学習者の不注意によるものか、指導する教員の指導上の誤りによるものか判然としない場合が多い。その結果が重篤であればあるほどそれ相当の補償がなされなければならないことは言うまでもない事である。制度上幾つかの保険が準備されているが、社会情勢の変化で被害者は必ずしも満足するにたりるものではないのが現実である。横浜市中山中学校の事件以来、損害賠償額は高額になりつつあり、保険で支払われる額と請求額のギャップはさらに拡大している。かかる判例の研究を通して事故防止に必要な指導法の確立が図られることが望まれる。

逆飛び込みの指導法については、関係者による様々な方法での研究がなされているが、未だ決定的な方法は確立されていない。平成5年文部省発行の水泳指導の手引きでは「逆飛び込み」を「スタート」に変更して注意を促し、いくつかの自治体では学校プールのスタート台を撤去した。また日本水泳連盟では、プール公認規則を改定して、スタート地点から5メートルの水深が1.1メートル未満のプールではスタート台の設置を禁止した。

しかしながら、事故防止はあくまでも現場の指導者の努力に委ねられる比重が大きいものであり、安全指導への取り組みは欠かせないものである。

学校体育事故の課題と対策

参考文献

- 1) 体育・スポーツ事故研究会：「体育・スポーツ事故責任安全対策質疑応答集」，ぎょうせい。
- 2) 伊藤 堯：「体育法学の課題」，道和書院，昭和55年。
- 3) 伊藤 堯：「体育・スポーツ事故判例の研究」，道和書院，昭和52年。
- 4) 早川芳太郎 西田泰介 野沢要助 石井紳三：「体育・スポーツの事故と対策」，第一書房，昭和51年。
- 5) 伊藤 堯 山田良樹：「スポーツ六法 1991」，1991年。
- 6) 合屋十四秋 椿本昇三 野村輝夫 松井敦典 高木英樹：「人体およびグミーによる水泳飛び込み事故発生メカニズムの解明と指導マニュアルの作成」，平成6年。
- 7) 高嶺隆二：「水泳授業中の事故に関する一考察—逆飛び込み事故の原因とその指導法について—」，慶應義塾大学体育研究所紀要，平成4年。
- 8) 高嶺隆二 吉田泰将：「競泳のスタート技術と事故防止対策について」慶應義塾大学体育研究所紀要，平成5年。
- 9) (財)日本水泳連盟：「日本水泳連盟プール公認規則 1992年版」
- 10) 文部省：学校体育実技指導資料，第4集「水泳指導の手引（改訂版）」，平成5年。